

全体に関すること

(1) 事業の期間

単年度のみの事業とするか、複数年度の事業とするか。

①単年度事業のみ	
1年間（4月1日～翌年3月31日）で事業の実施・完結できる事業	

メリット	デメリット
・事業提案から、実施、評価までの期間が短く、事業を行う団体の負担が少ない。	・規模の大きな事業には向かない。
検討事項	
・単年度ごとの事業継続は可能とするか。→（3）再応募の可否で検討	

②複数年度事業のみ ※単年度実施型の事業形態では複数年度事業は実施できない。	
事業開始から事業完了までが複数年度にわたる事業	

メリット	デメリット
・比較的規模の大きな事業が実施できる。 ・事業の発展性、継続性が事業計画の段階で判断できる。	・事業提案から、実施、評価までの期間が長く、事業を行う団体の負担が大きい場合がある。 ・事業の途中で選考時の行政の担当者が人事異動で変更となった場合、再度、共通理解を図る努力が必要になる。
検討事項	
・事業期間を何年まで認めるか。 ・事業途中の中間評価を求めるか。	

③制限を設けない ※単年度実施型の事業形態では複数年度事業は実施できない。	
単年度事業と複数年度事業どちらも対象とする。	

メリット	デメリット
・事業規模に応じた対応ができる。	・審査基準で、単年度事業と複数年度事業で採点の偏りが生じる可能性がある。 ・評価では最終評価のほかに中間評価を求める場合、評価機関の負担が増える。
検討事項	
・事業期間を何年まで認めるか。 ・事業途中の中間評価を求めるか。	

○他市の状況

北広島市	人口約5万人	①1年
武蔵村山市	人口約7万人	①1年
津山市	人口約10万人	①1年
八代市	人口約13万人	①1年
伊丹市	人口約19万人	③制限を設けない
八戸市	人口約23万人	③制限を設けない
吳市	人口約23万人	①1年
大和市	人口約23万人	③制限を設けない
平塚市	人口約25万人	①1年
前橋市	人口約33万人	①1年
柏市	人口約41万人	①1年
市川市	人口約47万人	①1年
相模原市	人口約72万人	③制限を設けない
(県内)		
岩国市	人口約13万人	①1年

(2) 選考と事業実施時期

選考と同一年度に事業を実施するか、選考の翌年度に事業を実施するか。

①単年度実施型

選考と同一年度に事業を実施する。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> 募集から事業開始までの期間が短いためスピーディに対応できる。 行政の担当者が人事異動で変更せずに最後まで実施に関わる事ができるため円滑に進めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 募集から選考までの期間の分、事業実施期間が短くなる。 事業実施前の協議の期間が十分に取れないことがある。 あらかじめ当初予算で予算枠を確保しているものや予算を伴わない事業に限られる。
検討事項	
<ul style="list-style-type: none"> 事業実施期間が短いので事業決定をいつまでに行うか。 時期の合わない提案にいかに対応するか。（春に行いたい事業など） 	

③随時型

応募の期限、選考日等を定めておらず、随時、提案を受け付けるもの。選考会を設けず、上限額等を定めていない場合が多い。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> 提案者にとって、応募の締め切りなど、制度の仕組みに左右されずに提案することができる。 行政の担当課にとって、説明会や選考会などを設けず、提案に対し柔軟に対応することが出来る。 	<ul style="list-style-type: none"> 選考や予算化など、事業担当課の判断にゆだねる部分が大きくなるため、事業担当課との共通理解を深める必要がある。
検討事項	
<ul style="list-style-type: none"> 事業の決定はどの機関で行うか。（市民活動推進課・事業担当課・審査委員会） 	

②次年度実施型

選考後に予算要求し、翌年度に予算化してから事業を実施する。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> 選考に基づいて予算化できるため、採択事業に即した予算で事業を実施することができる。 4月から事業実施期間を確保できる。 事業実施前の十分な協議時間を確保できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 提案者にとって、提案から実施までの期間を要するため、基盤の弱い団体にとっては負担が大きい。 予算が確保できない場合、実施できない。 事業の途中で選考時の行政の担当者が人事異動で変更となった場合、再度、共通理解を図る努力が必要になる。
検討事項	
<ul style="list-style-type: none"> 予算が伴わないものも同じ手順で進めるか。 	

④複合型

単年度実施型と複数年度実施型をどちらも採用する。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> 事業規模、緊急性等に応じた対応が可能になる。 	<ul style="list-style-type: none"> 確保した予算枠で行うものと、提案後に予算要求するものとの判定が困難である。 仕組みの異なる事業を並行して行うことでの事務が煩雑になる。
検討事項	
<ul style="list-style-type: none"> 単年度実施型と複数年度実施型の使い分けについて 	

○他市の状況

北広島市	人口約 5万人	②次年度実施型
武蔵村山市	人口約 7万人	②次年度実施型
津山市	人口約10万人	①単年度実施型
八代市	人口約13万人	①単年度実施型
伊丹市	人口約19万人	②次年度実施型
八戸市	人口約23万人	②次年度実施型
吳市	人口約23万人	①単年度実施型
大和市	人口約23万人	②次年度実施型
平塚市	人口約25万人	②次年度実施型
前橋市	人口約33万人	②次年度実施型
柏市	人口約41万人	②次年度実施型
市川市	人口約47万人	③隨時型
相模原市	人口約72万人	②次年度実施型
(県内)		
岩国市	人口約13万人	①単年度実施型

・この仕組みを採用した理由

①（単年度実施型）選考と同一年度に事業実施	
A県	予算の担保がない段階で事業を審査、選定することは困難であるため。

②（次年度実施型）選考の翌年度に事業実施	
B県	協議期間を十分確保し、事業の熟度を高めるため、選考の翌年度に事業を実施している。
C市	事業実施の期間を1年間確保し、かつ、事業化までの協議期間を十分確保するため、前年度に選考・協議する形とした。
D市	事業に係る必要な経費を見極め、翌年度予算に反映させるために前年度提案翌年度実施の形態を採用している。 ただし、緊急性が高く、早急な対応が必要となる事業については、提案年度中であっても、事業費等の調整がつけば実施をしている。

(3) 再応募の可否

再応募を可能とするか。

①再応募を認める	
同じ内容の提案について、再度提案を認める。	
メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・継続したい有意義な提案に対応できる。 ・継続していくことで提案者のレベルアップにつながる。 	
検討事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・何回（何年）まで提案可能とするか。 ・複数年度実施事業についても事業終了後の再提案を認めるか。 ・事業ごとの再応募を可能とするのか、団体ごとの再応募を可能とするのか。 ・再応募の要件をつけるか。（提案内容がレベルアップしているものなど） 	

②再応募を認めない	
同じ内容の提案は1回限りで対象外とする	
メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・制度全体の予算枠を設けている場合、多くの提案者に機会を与えることができる。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・短期間では成果が出づらい提案もある。 ・継続することが望ましい有意義な提案があった場合、対応できない。 	
検討事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・事業ごとの再応募を認めないのか、団体として認めないのか。 	

○他市の状況

北広島市	人口約 5万人	①制限を特に設けない（継続するかどうかは事業実施の効果を見て、事業担当課との協議により決定する）
武蔵村山市	人口約 7万人	①同一事業内容で3回まで
津山市	人口約10万人	①同一事業内容で3回まで
八代市	人口約13万人	①継続は最長3年間（提案書は毎年度提出が必要）
伊丹市	人口約19万人	①制限を特に設けない（提案時に継続希望の意思表示がされている事業は再度応募は不要。審査も不要）
八戸市	人口約23万人	①制限を特に設けない
吳市	人口約23万人	①同一事業内容で3回まで (1年目の申請時に長期計画を提出し、毎年の事業報告及び選考会での採択が必要)
大和市	人口約23万人	①事業期間は最長3年間（3年を超えて行う場合は再度応募が必要。再応募は何度でも可能）
平塚市	人口約25万人	①同一事業内容で3回まで (応募・審査・継続助成の可否判断は毎年度実施)
前橋市	人口約33万人	②同一事業内容での再応募は認めない
柏市	人口約41万人	①制限を特に設けない（継続するかどうかは事業実施の効果を見て、事業担当課との協議により決定する）
市川市	人口約47万人	①制限を特に設けない
相模原市	人口約72万人	①継続は最長3年間（提案時に継続希望の意思表示がされている事業は再度応募は不要。市は、審議会の意見を踏まえ、継続希望事業の継続の可否について決定する）
(県内)		
岩国市	人口約13万人	①同一事業内容で3回まで

(4) 経費負担

上限金額を設けるか。	
①上限金額を設ける	
1 提案あたりの上限額を設ける。または、制度全体の上限額を設ける。	
メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> 提案者にとって、事業の規模を想定しやすい。 上限額が決まっているなど毎年の予算額が大きく変動しなければ、予算化しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 上限額以上の規模の事業が提案されないため、事業の質が下がるおそれがある。 予算の限り採択した場合、質の低い提案が採択される恐れがある。 上限額一杯に合わせた提案が多くなる。
検討事項	
<ul style="list-style-type: none"> 1 提案ごとに設けるか、1団体ごとに設けるか、制度全体の上限を設けるか。 市民提案型、行政提案型それぞれ上限を設けるか。 対象経費、対象外経費を定めるか。 提案者の経費負担はどの水準が適当か。 	
②上限金額を設けない	
1 提案あたりの上限額・制度全体の上限額とも設けない。	
メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> 選考に基づいて予算化できるため事業計画に即した予算で事業を実施することができる。 提案の間口が広がり、より多くの提案を受けることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 財政担当課の査定を受ける場合、高額な事業費を伴う提案の予算化が難しいことがある。 提案者にとって、提案事業の規模を想定しにくくなるおそれがある。
検討事項	
<ul style="list-style-type: none"> 市民提案型、行政提案型それぞれ上限を設けるか。 対象経費、対象外経費を定めるか。 提案者の経費負担はどの水準が適当か。 	

○他市の状況

北広島市	人口約 5万人	①1団体50万円
武蔵村山市	人口約 7万人	①1事業100万円
津山市	人口約10万人	①1事業20万円 総額120万円(6団体)
八代市	人口約13万人	①1団体50万円 総額280万円
伊丹市	人口約19万人	②特に上限を設けない(予算の範囲内で)
八戸市	人口約23万人	②特に上限を設けない(予算の範囲内で)
吳市	人口約23万人	①1事業50万円 総額350万円
大和市	人口約23万人	①行政提案型:事業ごとに市が上限額を提示 ②市民提案型:特に上限を設けない
平塚市	人口約25万人	②特に上限を設けない(予算の範囲内で) ただし、100万円を超える場合は契約保証金(10/100以上)を納付してもらう
前橋市	人口約33万人	①20万円~40万円の事業:2件採択 20万円未満の事業:3~4件採択
柏市	人口約41万人	②特に上限を設けませんが、協働事業実施経費のうち柏市の支出相当額が、原則として提案団体の総収入額(前年度の決算)の4分の3以内の制限あり
市川市	人口約47万人	②特に上限を設けない(予算の範囲内で)
相模原市	人口約72万人	②特に上限を設けてないが、対象経費の90%以内+5%以内で管理費(10万円限度)の制限あり
(県内)		
岩国市	人口約13万人	①初年度 1事業30万円(対象経費の2/3以内) ※2年度、3年度 1事業20万円(対象経費の2/3以内)
この仕組みを採用した理由		
①上限金額を設ける		
A県	上限額を示すことにより具体的で現実的な事業企画を提案しやすくなるため。	
②上限金額を設けない		
B県	募集する事業の規模は、NPOの自由な発想を生かすため、事業の有効性・実現可能性、経費の適正性の観点から、適切な規模であることとし、上限額を設定していない。ただし、県に支出を求める額は、原則として提案するNPOの年間収入(過去2年間の平均)の3分の2を超えないこととしている。	
C市	上限額を決めることは、自由な提案を阻害するのではないかと考えている。	
D市	市民提案型では、自由な提案を後押しする意味で上限額の設定はしていないが、事業に係る費用の必要性については、公開の場での説明を提案者に求めている。行政提案型では、事業内容に応じた予算額を定めたものもある。	

参考

予算化時期と上限額、予算科目の採用自治体数

		上限額	委託料	補助金	負担金	共催
選考前 予算化	上限額あり	20～50万円	6	0	0	0
		～100万円	7	4	0	0
		～300万円	2	2	0	0
		～500万円	1	0	0	0
		～3,000万円	0	0	0	0
	上限額なし		3	0	0	0
選考後 予算化	上限額あり	20～50万円	2	2	0	0
		～100万円	1	1	0	0
		～300万円	0	1	0	0
		～500万円	0	0	0	0
		～3,000万円	1	0	0	0
	上限額なし		13	1	2	2
	計	36	11	2	2	

※『協働事業提案制度に関するアンケート調査結果（速報）』（平成20年9月）
より

資料：NPO活動推進自治体ネットワーク協働事業提案制度研究会「より良い協働事業提案制度を考える（平成22年9月発行）」からの抜粋

○対象経費、対象外経費について

- A. 特に指定しない → 対象経費は「対象事業に要した費用」と明記するに留める。
- B. それぞれ指定する。→下の表は事務局（案）

（1）対象経費

費目		内 容
1	人件費（賃金・報酬）	アルバイトスタッフが業務に従事した場合の賃金等
2	報償費	外部の講師・専門家への謝礼等
3	旅費（交通費）	事業を実施するために必要な交通費等
4	消耗品費	事業に直接必要とされる物品のうち使用可能期間の短い用紙・文具等の購入費
5	印刷製本費	ポスター、パンフレット、資料等の複写費・印刷費等
6	通信運搬費	郵便料（切手・はがき）等 ※団体の電話料金、インターネット使用料は除く
7	委託料	会場の設営など事業の一部を他に委託するための費用
8	使用料及び賃借料	会場使用料、車両・物品等の借料・リース料
9	広告費	事業実施の告知等を新聞・雑誌等へ広告するための費用
10	備品購入費	事業を実施するために必要な備品
11	保険料	講師、ボランティアスタッフやイベント参加者のための保険料
12	その他	市長が特に認めた経費

（2）対象外経費

費目		内 容
1	食料費	飲食に係る費用
2	団体の経常経費	団体の経常的な活動に要する経費に該当するもの (事務所家賃、光熱水費、修繕費、人件費、謝礼、加入団体への負担金等)
3	その他	領収書が無い等支出の根拠が確認できない経費など、社会通念上、適切でないと認められる経費